

定期報告書の提出に関するお知らせです《重要》

当センターでは、これまで奈良県における全ての特定行政庁（奈良県、奈良市、橿原市、生駒市）から定期報告の受付等業務の委託を受けてきました。

平成 28 年度からは、奈良市、橿原市及び生駒市については、これまでどおり当センターが定期報告の受付等業務の委託を受けますが、奈良県については、奈良県がこれまでの方針を変更し、定期報告の受付等業務を自ら行うことになり、当センターは定期報告の受付等業務の委託を受けなくなりました。

これに伴い、奈良市、橿原市及び生駒市分については、これまでどおり当センターが定期報告の報告対象年度である旨の案内通知等を行います。奈良県分については、当センターでは当該通知は行いません。

また、平成 28 年度より定期報告書の提出に係る取扱いを次のとおり変更します。

《奈良市、橿原市及び生駒市の場合》

■ 支援サービス利用の選択制導入

これまで当センターが独自で実施してきた定期報告に係る助言等の業務の名称を『支援サービス』に改め、調査者等の皆様が当該『支援サービス』を利用するか否か選択できるようにします。

定期報告書の提出時に支援サービスを利用するか否かをご選択いただき、利用確認票（別紙 1）を併せてご提出いただきます。

■ 支援サービスの内容

支援サービスをご利用いただく調査（検査）者の方には、①の括弧書きを除きこれまでどおり次の

①～⑪の事項（サービス）をご提供いたします。

ただし、④及び⑤については、支援サービスを利用いただけない方にもご提供いたします。

- ①郵送による受付が可能
- ②報告書の作成助言
- ③内容審査（記載内容や添付図書の助言等により補助的なピアチェックの実行）
- ④センターの受付印押印
- ⑤受付後の報告書第一面のコピーを付与
- ⑥特定行政庁からの補正通知の受取り
- ⑦特定行政庁の補正通知を調査（検査）者に連絡、訂正助言等
- ⑧郵送により調査（検査）者に受理通知書の交付
- ⑨郵送により調査（検査）者に副本及び定期報告済証（ワッペン）の交付
- ⑩調査・検査内容のアドバイス・相談
- ⑪建築物の維持保全のためのアドバイス（『建物もあなたと同じ健康診断』の冊子を提供）

※支援サービスをご利用いただけない方は、上記の①～③及び⑥～⑪のサービスは受けられません。

従って、支援サービスをご利用いただけない調査（検査）者の皆様は、例えば次の様な対応となります。

- ・上記①の郵送による受付は出来ないため、当センターに定期報告書を持参していただく必要があります。
- ・上記②、③、⑥、⑦については、各々の特定行政庁にすべて直接問合せ、協議等を行っていただくとともに、補正対応は各々の特定行政庁に出向いて行っていただく必要があります。
- ・上記⑧については、当センターの HP で受理通知書が受取れる状態かをご確認のうえ、当センターへ受け取りに来ていただく必要があります。
- ・上記⑨の副本及びワッペンは、受け取れません。
- ・上記⑩、⑪については、各々の特定行政庁に直接問合せいただく必要があります。

■ 支援サービス利用の有無による提出書類

支援サービスをご利用いただく方は、正本 1 部・概要書 1 部・副本 1 部（調査者等控え）をご提出ください。

支援サービスをご利用いただけない方は、正本 1 部・概要書 1 部をご提出ください。

《支援サービスご利用にかかる手数料及び定期報告書の提出方法等》

■ 『支援サービス』をご利用いただく方は、これまでと同額の手数料（別紙 2）が必要となります。

■ 郵送でご提出の方は次のとおりとなります

郵送による定期報告書のご提出は、支援サービスをご利用いただく方のみとなります。

この場合、利用確認票（別紙 1）に支援サービスを「利用します。」をご選択のうえ、支援サービス料をお納めいただいた振込金受取書（ネットバンクの場合は、振込後の確認画面）のコピーを同封してください。

■ 支援サービスを利用いただく場合と利用いただけない場合の定期報告書の流れは、別紙 3 をご参照ください。